

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に当たるときは、)

人事委員会規則

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号。以下「条例」という。）附則第二項から第四項までに規定する勤務を要しない時間の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の単位となる期間)

第二条 条例附則第二項の規定による勤務を要しない時間の指定は、昭和五十八年三月二十七日を起算日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間（以下それぞれの期間を「基本期間」という。）を単位として行うものとする。

2 条例附則第三項の規定による勤務を要しない時間の指定の単位となる期間は、当該期間が一の基本期間又は基本期間の二以上連続した期間となるよう定めるものとする。

◆人委規則
職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則
人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

目 次

(交替制勤務職員等についての指定)

第三条 条例附則第二項第二号の規定による勤務を要しない時間の指定は、四時間の勤務時間が割り振られている日がある職員につてはそのうちの一の日の勤務時間、四時間の勤務時間が割り振られている日がない職員につては一の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間について行うものとする。

(新規採用者等についての指定)

第四条 勤務を要しない時間の指定の単位となる期間の中途において、新たに条例の適用を受けることとなる職員又は任期が満了することにより退職することとなる職員については、それぞれ条例の適用を受けることとなつた日又は任期が満了することとなる日の属する当該期間内において条例の適用を受けることとなる期間（以下「適用期間」という。）が四週間未満である場合にあつては当該適用期間に係る指定は行わず、適用期間が四週間以上である場合にあつては当該適用期間に係る指定は人事委員会の定めるところにより行うものとする。（異動者についての指定）

第五条 指定権者（任命権者又は勤務を要しない時間の指定についてその委任を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定の基準を異にして異動した職員の異動後における勤務を要しない時間の指定については、人事委員会の定めるところによる。

(指定の方法)

第六条 勤務を要しない時間の指定は、できる限り、連続する基本期間三以上の分について一括して行うものとする。
(指定の明示)

第七条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行つたときは、速やかにこれを明示しなければならない。指定の変更を行つたときも、同様とする。

(勤務を要しない時間の指定簿等)

第八条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行つたとき及び指定の変更を行つたときは、当該指定及び指定の変更に関する事項を勤務を要しない時間の指定簿に記載するものとする。

2 職員が指定権者を異にして異動した場合は、異動前の指定権者は、当該職員に係る勤務を要しない時間の指定簿の記載事項を異動後の指定権者に通知するものとする。

3 第一項の勤務を要しない時間の指定簿の様式は、人事委員会が定める。(指定の変更についての人事委員会の承認)

第九条 条例附則第四項の規定により勤務を要しない時間の指定を変更する場合において、当該変更後の指定を当該変更前の指定に係る期間に引き続き四週間内の勤務日の勤務時間について行うときは、同項の規定に基づく人事委員会の承認があつたものとみなす。

(報告)

第十一条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務を要しない時間の指定の状況等について隨時報告を求めることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、勤務を要しない時間の指定に關し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

2 四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和五十三年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）は、廃止する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十四号を第三十六号とし、第二十九号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九 職員の職務の特殊性その他の事由により勤務を要しない時間を別に指定する場合の基準を定めることについて承認し、又は協議すること。

三十 公務の運営上の必要による勤務を要しない時間の指定の変更について承認し、又は指定の変更につき基準を定めることについて協議すること。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

人事委員会の事務局長専決事項の欄中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十一号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公務の運営上の必要による勤務を要しない時間の指定の変更の承認

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会規則第四号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号に次のように加える。

(9) 職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）附則第二項から第四項まで若しくは県費負担教職

員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）附則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日とが重なつた日」に改める。

第二十一条の三本文中「勤務時間を割り振られた日」を「勤務日」に改め、同条ただし書中「正規の」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。
 第十三条第二号中「勤務日」を「正規の勤務日から休日を除いた日」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会規則第六号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第二十一号) の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「身体障害」を「障害」に改める。

第七条中「但し」を「ただし」に改め、「割り振られた」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「こえる」を「超える」に改め、同号イ中「鳥取県条例第三十八号」の下に「。以下この号において「勤務時間条例」という。」を加え、同号ロを次のように改める。

口 勤務時間条例附則第二項から第四項までの規定により一日の勤務

時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日

第四条第一号に次のように加える。

ハ 条例第十四条第二項後段に規定する人事委員会規則で定める日及

び同条第三項に規定する休日

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「要しない日」の下に「、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)附則第二項から第四項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)附則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の五第四項第一号中「、休日」を「、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「勤務時間、休暇等に関する条例」という。）附則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日、休日」に、「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「勤務時間、休暇等に関する条例」という。）」を「勤務時間、休暇等に関する条例」に改め、同項第二号中「勤務時間、休暇等に関する条例第六条第一項第二号及び」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。

附 則

鳥取県人事委員会規則第十一号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「勤務を要しない日、休日及び」を「勤務を要しない時間、勤務を要しない日、休日又は」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。